

第6章 計画の推進に向けて

1 施策相互の連携

本計画の推進にあたっては、燕市が主体となり、国、県等の行政機関との連携を図るとともに、関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、対応していくことが重要です。そのため、以下のとおり総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

(1) 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、行政と関係機関、団体、市民、サービス事業所などの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行い、障がい者の支援に関わる施策の総合的な推進に取り組みます。

また、地域における福祉の推進は、さまざまな団体や組織とともに一人ひとりの市民参加が必要であることから、地域のネットワークの推進を図ります。

さらに、「燕市障がい者自立支援協議会」において、市内の障がい福祉に関する支援体制の確立等に向け、協働で取り組んでいきます。

(2) 市内の計画推進体制

本計画に基づく取り組みは、福祉分野に限らず、保健、医療、生活環境、教育、労働等多岐にわたっており、関係施策をそれぞれの担当部門が主体的に推進に努めるとともに、市内関係部局間の連携を図ります。

(3) 国・県との連携

障がい施策については、国や県の制度に基づき運営されるものが多くあります。このため、国や県の動向等を注視し、連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、市民のニーズの把握に努め、利用者本位のよりよい制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

2 計画の進行、管理

(1) 計画の進行、管理

「燕市障がい者自立支援協議会」は地域の関係者が、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の質の向上を図るための体制や、地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業所、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障がい福祉サービス事業所等による地域移行ネットワークの強化や、障がい福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要となっています。

そのため、本計画の推進にあたっては、障がい者関係団体や各種関係団体代表、学識経験者等で構成される「燕市障がい者自立支援協議会」で計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行っていきます。

また、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を進めるとともに、障がい福祉施策に関する幅広い意見交換に努めます。